

奈良県告示第百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

令和三年八月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	中西 隆之
施術所の名称及び所在地	なかにし鍼灸整骨院 磯城郡田原本町大字小阪九六 ―三
指定年月日	令和三年七月一日